

## (医)大和会 介護老人保健施設ミドルホーム富岡利用約款

介護老人保健施設ミドルホーム富岡（以下「ミドルホーム富岡」という。）と、

\_\_\_\_\_ 様（以下「利用者」という。）とは、次の条項により、利用約款を締結します。

### (約款の目的)

- 第1条 この約款は、介護保険法令及び介護老人保健施設ミドルホーム富岡運営規定（以下「運営規定」という。）の定めるところにより、ミドルホーム富岡は、介護保健施設サービス、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護及び指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供し、利用者及び利用者を扶養する者（以下、「扶養者」という。）は、その施設サービス等に対する利用料等の支払いを約することについて定めることを目的とします。なお、扶養者とは、利用者の身元に関する一切の責任を引き受けるとともに、利用者と連帯してミドルホーム富岡に対する利用料等の支払いに関する責務を負う者としてします。
- 2 施設サービス等は、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、及び居宅における生活への復帰を目指し、かつ、安心して居宅における療養生活が継続できるよう支援するために行うものとします。

### (サービス内容の説明と同意)

- 第2条 ミドルホーム富岡は、この約款の締結の前に、施設サービス等の利用を申し込もうとする者及びその扶養者に対し、重要事項説明書（別紙1）及びサービス内容説明書（別紙2）に基づき説明をし、サービスの開始についてその同意を得なければならないものとします。

### (重要事項説明書等)

- 第3条 運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他のサービスの選択に資する重要事項は、別紙1の通りです。
- 2 ミドルホーム富岡が利用者に提供する施設サービス等の内容は、別紙2の通りです。

### (適用期間)

- 第4条 第3条の同意が得られた場合は、同意書（別紙3）を作成するものとし、その作成の時からこの本約款は有効に成立するものとします。ただし、扶養者に変更があった場合には、新たに同意を得ることとします。利用者及び扶養者は、扶養者に変更があった場合には、直ちに届出ることとします。

- 2 前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙4、運営規定の改定が行われた場合には、新たに同意を得ることとします。
- 3 前2項の規定は、指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）、指定介護予防短期入所療養介護事業（以下「介護予防短期入所」という。）及び指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「介護予防通所リハビリ」という。）の利用を開始しようとするときも同様とします。
- 4 短期入所、介護予防短期入所、及び通所リハビリ、介護予防通所リハビリにあつては、前回の利用の終了の日から3ヶ月以上利用がなかった場合には、改めて約款を締結するものとします。

（利用者からの解除）

第5条 利用者及び扶養者は、ミドルホーム富岡に対し、利用の終了の意思を表明することにより、この約款の解除をすることができます。

（ミドルホーム富岡からの解除）

第6条 ミドルホーム富岡は、前条の解除の申し出がない限り、利用を継続するものとします。

- 2 ただし、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、ミドルホーム富岡は利用者に対し、この約款に基づく介護保健施設サービスの提供を解除することができるものとします。
  - 一 要介護認定により利用者が自立又は要支援と認定された場合
  - 二 定期的に実施される、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する会議において、利用者が退所して居宅で生活できると判断された場合
  - 三 利用者の病状、心身の状態等が悪化し、ミドルホーム富岡の提供できる適切な介護老人保健サービスを超えると判断された場合
  - 四 利用者及び扶養者が次条に規定する利用料等の支払いを3ヶ月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合
  - 五 その他、利用者がミドルホーム富岡の職員又は他の利用者等に対し公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合
  - 六 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、ミドルホーム富岡を利用させることができなくなった場合
- 3 ただし、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、ミドルホーム富岡は利用者に対し、この約款に基づく指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を解除することができるものとします。

- 一 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- 二 利用者の居宅サービス計画で認められた利用の範囲を超えて利用する場合
- 三 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、ミドルホーム富岡の提供できる適切な指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションを超えると判断された場合
- 四 利用者及び扶養者が次条に規定する利用料等の支払いを3ヶ月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合
- 五 その他、利用者がミドルホーム富岡の職員又は他の利用者等に対し公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合
- 六 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、ミドルホーム富岡を利用させることができなくなった場合

#### (利用料等の支払い)

第7条 利用者及び扶養者は、連帯して、ミドルホーム富岡に対し、本約款に基づく施設サービス等の提供を受けた対価として、運営規定別表第2（ミドルホーム富岡利用料金表）に示す利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる料金額の合計額を支払う義務があります。

2 ミドルホーム富岡は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、利用者が施設サービス等の提供を受けた当該月に係る利用料等の合計額を記載した請求書及び明細書を、その翌月の15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び扶養者は、連帯して、請求書および明細書の交付月の末日までに、当該合計額を支払うものとします。なお、その支払いの方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法によることとします。

3 ミドルホーム富岡は、前項に定める利用料等の支払いを受けたときは、所定の方法により領収書を交付します。

#### (施設サービス計画等に基づくサービスの提供)

第8条 ミドルホーム富岡は、利用者及び扶養者の希望及び利用者について把握された課題並びにミドルホーム富岡の医師の診療方針に基づき、施設サービス等の提供にあたる従業者による協議の上、施設サービス計画、短期入所療養介護計画、介護予防短期入所療養計画又は通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画（以下「施設サービス計画等」という。）の原案を利用者及び扶養者に説明し、その同意を書面で得なければならないものとします。

2 ミドルホーム富岡は、前項の同意を得て決定した施設サービス計画等の写しを利用者又は扶養者に交付するとともに、同計画等に基づいて施設サービス等を提供します。

3 ミドルホーム富岡は、利用者がミドルホーム富岡を利用した日から3ヶ月ごとに居宅における生活への復帰の可否を検討するものとし、施設サービス計画等を変更する必要

があると認められた場合は、新たに利用者又は扶養者の同意を得て、施設サービス計画等を変更します。ただし、利用者の心身の状態に大きな変化があった場合は、3ヶ月以内であっても随時施設サービス計画等を見直すものとします。

(身体拘束ゼロの方針)

第9条 ミドルホーム富岡は、運営規定第5条の規定により、利用者の身体的な拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下単に「身体拘束」という。)ゼロを目指します。

2 運営規定第5条ただし書の規定により、緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、次の手順により行います。

一 ミドルホーム富岡の医師は、あらかじめ、利用者及び扶養者に、やむを得ず身体拘束をする利用者の心身の状況並びに拘束の態様及びその時間等緊急やむを得ない理由等を説明し、その同意を得るものとします。あらかじめ同意を得ることができなかつたときは、身体拘束後直ちに、同意を得ます。

二 ミドルホーム富岡の医師は、診療録等に利用者の心身の状況、適切と判断される身体拘束の態様及びその時間を記載するものとします。

三 ミドルホーム富岡の職員が、ミドルホーム富岡の医師の指示に基づき利用者の身体拘束をしたときは、サービスの提供内容に係る記録に利用者の心身の状況、身体拘束の態様及びその時間その他特記事項を記載するものとします。

(緊急時の対応)

第10条 ミドルホーム富岡医師の医学的判断により、利用者について協力医療機関、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 ミドルホーム富岡の医師が利用者に対し、施設サービス等における対応が困難であると認めた場合又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的医療機関を紹介します。

3 前2項に定めるもののほか、施設サービス等の利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、扶養者又は利用者及び扶養者が指定する者に緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 施設サービス等の提供に伴い事故が発生した場合、ミドルホーム富岡は利用者に対して必要な措置を講じます。

2 ミドルホーム富岡医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合には、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼します。

3 前2項の他、ミドルホーム富岡は扶養者又は利用者及び扶養者が指定する者及び保険者並びに保険者の指定する行政機関に対して速やかに報告します。

(秘密の保持)

第12条 ミドルホーム富岡は、運営規定第6条の規定により、秘密の保持を行います。

2 ミドルホーム富岡とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び扶養者又は利用者の家族等に関する個人情報の利用目的を別紙4のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- 一 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 二 居宅介護支援事業所等との連携
- 三 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- 五 生命・身体の保護のための必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

3 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

4 前項の同意は、同意書（別紙3）の作成によるものとします。ただし、ミドルホーム富岡は、同意書の同意が全ての情報提供に関する同意とみなしてはならず、利用者及び扶養者から別段の申し出があった場合又は情報の性質によっては新たに利用者及び扶養者から同意を得なければならないものとします。

(要望及び苦情の処理)

第13条 ミドルホーム富岡は、運営規定第18条の規定により、利用者及び扶養者からの要望及び苦情の処理を行います。

2 利用者及び扶養者は、施設が提供する施設サービス等に関して要望又は苦情があるときは、支援相談員又はミドルホーム富岡運営規定に定める職員に直接申し出てください。

3 前項による申し出のほか、受付に設置してある「ご意見箱」に要望及び苦情の内容を投函し、申し出ることができます。

(賠償責任)

第14条 ミドルホーム富岡は、運営規定第19条の規定により、施設サービス等の提供によりミドルホーム富岡の責めに帰すべき事由によって損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行わなければならないものとします。

2 利用者の責めに帰すべき事由によってミドルホーム富岡が損害を被った場合は、利用者及び扶養者に対してその損害の賠償を求めることがあります。

(サービスに関する記録)

第15条 ミドルホーム富岡は、利用者について作成した施設サービス等に関する記録（施設サービス等計画書、診療録その他の施設サービス等の提供内容に関する記録及び居宅への復帰の可能性についての検討の記録等）を利用の完了の日から少なくとも2年間は保存します。（診療録については、5年間保存します。）

2 利用者又はその代理人は、前項の記録のうち利用者にかかる部分について、ミドルホーム富岡で定める「サービス提供記録の開示請求手続きの仕方」に則って開示請求を行うことで、閲覧又はコピーをすることができます。ただし、ミドルホーム富岡で定める、開示を不相当とする相当の理由に該当する場合には、サービス提供記録の全部又は一部の開示をお断りする場合があります。なお、利用者以外の個人等の情報が含まれている場合は、当該部分を除くものとします。

3 前項のコピーの際、ミドルホーム富岡は利用者又はその代理人に対しコピーに係る実費相当額を請求することができます。

(疑義の決定)

第16条 この約款に疑義のあるとき又は定めのない事項については、介護保険法令及び運営規定の趣旨に照らして、利用者及び扶養者とミドルホーム富岡が誠意をもって協議するものとします。